

青森地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日時 令和5年2月9日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（50音順、敬称略）

小山田文泰、加藤亮、小池忠太、斉藤尚、島根一紗、鈴木義和、月舘法弘、
橋端智和、花田真一、山田秀隆

（2）説明者

相馬正彦簡裁裁判官、高橋信宏地裁事務局長、小田桐康仁民事訟廷管理官、
鈴木義弘青森簡裁庶務課長

（3）ゲストスピーカー

青森簡裁民事調停委員 越田純子

4 議事

（1）開会

（2）加藤委員長挨拶

（3）退任委員の紹介（敬称略）

山鹿高紀

（4）新委員の紹介（敬称略）

島根一紗

（5）協議テーマ

発足100周年を迎えた民事調停制度の利用促進について

（6）意見交換の要旨（◎委員長、○委員、□説明者）

意見交換に先立ち、民事調停制度の概要及び裁判所の取組についての説明を
行い、簡裁裁判官及び民事調停委員が調停での経験談を紹介した。

◎ ただ今の説明で、分からなかったところはないか。

- 近年の民事調停事件では、難しい案件が増えているとのことだが、具体的にはどのようなものか。
- 社会経済情勢の変化に合わせ、新しい契約形態に係る事件等が増えてきている。一例として、コンビニ等のフランチャイズ契約がある。また、ネットでの誹謗中傷による損害賠償請求事件、交通事故による人身損害賠償請求事件などである。
- ◎ 民事調停事件の成立する割合はどのようなものか。
- 青森地裁管内で令和3年度終局した事件のうち、成立35.7%、不成立18.5%、調停に代わる決定33.1%、取下げ9.6%である。約7割が合意又は裁判所の決定で終了している。
- ◎ 民事調停制度は広く一般に認知されていると思われるか。
- 調停というイメージはあまりないのではないか。調停で成立した場合と、民事裁判で和解した場合の区別がついていないのではないか。裁判所という入口が同じであるため、同じものだと思われているのではないか。
- 入口の段階で知らないのではないか。困りごとがあつて、どこに相談するのかと考えたときに、弁護士や法テラスが想定される。青森市の相談窓口から調停制度を紹介された場合は、身近に感じて、調停を利用しやすくなるのではないか。
- なお、弁護士に相談した場合は、調停と訴訟のどちらを勧めるのか、伺いたい。
- ◎ 商工会議所、消費生活センターでは、紛争の相談があつた時に、どのようにアドバイスをしているか。また、民事調停制度を紹介することもあるのか。
- 商工会議所では、事業者からの一般的な相談で、弁護士を紹介してほしいという依頼を受け、法テラスを紹介することがある。
- 消費生活センターでは、物品の売買、契約以外の身近な相談がある。隣

家とのトラブルは、市町村の相談窓口を案内する。専門的な内容や多重債務の相談であれば、弁護士や司法書士を案内する。

- 弁護士に相談した場合の調停と訴訟への振り分けについての質問があったが、弁護士の立場で回答すると、当事者の主張が平行線で交わることがないようにあれば訴訟を勧め、話をしていく中で少しでも交わるようであれば調停を勧めている。

調停を勧めた際に、調停制度が分からないという声もあり、調停制度の認知度の低さを感じる。

- ◎ 民事調停では、専門家の調停委員がいることが強みではあるが、それ以上に認知度が問題となってくるのか。
- 認知度の低さが問題であると思う。争いごとは訴訟で解決するというイメージがあると思う。民事調停制度を広めることが重要ではないか。
- ◎ 民事調停制度のアピールポイントはあるか。
- 建築紛争の訴訟事件では、裁判官は建築については素人であるため、調停に付し、専門家である一級建築士の調停委員2名と裁判官が現場へ赴くことがある。専門家の説明を受け、当事者双方の状況を理解した上で話し合いをし、解決に導いている。

海外の裁判所と比較すると、海外では、メディエーション（調停）は当事者がメディエーター（調停委員）を選任し、当事者双方が常に同席して話し合いが行われる。メディエーターは自ら解決案を示さず、当事者が進んで解決するようサポートするだけである。その点、日本の調停委員は、当事者双方の言い分をよく聴いて後見的な立場で解決案を示すという、紛争解決機能として誇れる制度である。

- ◎ 認知度を上げる必要があるという意見があったが、裁判とは違って調停は非公開であり、秘密が守られているのだが、そういったこともネックになっているのだろうか。

- 新聞記事やネットで、公開性が高い情報に触れることにより、その印象が強くなっていると思う。

弁護士に相談をした結果、調停を勧められたとしても、訴訟と調停との区別があまりつかないと思う。秘匿性が強みであるので、調停で解決したことを宣伝するわけにもいかないところが難しいと思う。

- ◎ 簡裁の窓口には、どのような用件で来庁される方が多いのか。

- 簡裁では、手続案内をしているが、少額訴訟の手続をしたいという方の来庁が多い。事案を聴き、調停の方が向いている方には調停の説明をするが、少額訴訟を選択することが多い。自身で手続を選択できない方には弁護士へのアドバイスを求めるように勧めている。

- ◎ 民事調停制度の運用改善、利用の活性化のために、裁判所のホームページでのPRや訪問活動を行っているが、何かアドバイスはないか。

- 学校教育の中でのPRはどうか。青森放送では、健康教育ということで食育活動についてニュースの中で紹介したことがあるが、幼稚園児、小学生を対象に紙芝居で食育について伝えている。それが、のちに大人になった時にベース化できると良いし、家庭で親に話すなど、小さいころから伝えることが大事だと思う。民事調停制度についても、中・高校生に対して分かりやすい、デモンストレーション的なものを実施したらどうか。

- 昨年、調停制度発足100周年記念行事を開催し、自転車と歩行者の接触事故を取り扱った模擬調停を行った。これは、学生に調停を知ってもらいたいと思い、企画した内容であったが、開催時期が大学の都合と合わずに学生の参加はなかった。調停制度を若い方にアピールする必要性は感じている。

- 学校教育の中で調停制度を学ぶことは大事だと思う。しかし、大学で法律を学ぶ際に、教養レベルでは、法律がどのように作られ、運用され、裁判の手続に運用されるのかを学ぶことはあっても、柔軟性のある調停制度

を一般的なカリキュラムに入れることは難しいと感じる。

大学だけではなく、メディアで触れることも大事だと思う。元裁判官のコメンテーターはいるが、調停委員の自伝やコメンテーター等メディアで見たことがない。弁護士、検事、裁判官のドラマや映画はあるが、調停に関するドラマは思い浮かばないので、そのような方向からの発信もあるといいのではないかな。

- 若年層に向けた周知もあると思うが、司法書士として相談を受ける中で、高齢の方に調停を勧めることが多いので、高齢の方へ向けた周知も必要だと考える。

(7) 次回開催期日及びテーマ

令和5年7月13日（木）午後1時30分から

テーマは、追ってお知らせする。

(8) 閉会